

但東サッカークラブ 会則

第1章 総則

1. 本会則は、但東サッカークラブの運営にあたっての規則を定めたものである。
2. 本クラブは、「但東サッカークラブ」と称し、事務局を部長宅に置く。
3. 本クラブの活動、運営及び管理は、4月1日から翌年3月末日までを1年度として行い、年一回総会を開催するものとする。

第2章 会員

1. 本クラブは、但東町の小学校就学児童で構成する
2. 本クラブの会員となるには、第3章の「運営・指導理念」を十分理解した保護者の同意を受けたものでなければならない。

第3章 運営・指導理念

1. 本クラブの基本的な指導理念は以下のとおり。
 - ☆ サッカーのうまい下手にかかわらず、できるだけ多くの子供達に、みんなでスポーツをする楽しさや厳しさを経験する場を提供する。
 - ☆ あくまでも子供達の保護者での手作りクラブとして、クラブ運営に関しては保護者全員が一丸となって協力する。
 - ☆ 「みんなで楽しく」の基本を踏まえながらも、クラブ員には各自のサッカー技術の向上はもちろん、スポーツ精神の気風を養い人格的な向上を含め、切磋琢磨、努力するよう指導していく。
 - ☆ 学校区を越えた交流、さらに大会や練習試合を通じて地域の子供達や保護者との相互交流を図る。

第4章 役員

1. 本クラブは、部長1名、保護者代表1名、監督1名、会計1名をもって役員会を構成する。また、適任者がいない場合は原則として当該役員を空席とするが、止むを得ない場合には暫定的に兼任を認めるものとする。
2. 役員は総会にて選出され任期は1年とし、不足が生じたときは部長が任命する。また原則として再任を妨げない。
3. 役員、指導者、コーチの報酬は、原則として無報酬とする。
4. 役員の任務は以下のとおり。
 - 部長は、本クラブを代表しクラブの運営・管理等の実務を総括する。また、必要に応じて役員会を招集し、議長となる。
 - 保護者代表は、本クラブの運営を補佐し、保護者を総括する。また場合により、本クラブの会計監査をおこなう。
 - 監督は、部長とともに他の指導者を総括し、本クラブの運営・指導理念に基づいた指導をコーチに周知する。また、代表に事故あるいはその委嘱によりその職務を代行する。
 - 会計は、本クラブの出納および会計事務をおこなう。

第5章 活動内容

1. 本クラブは、合橋小学校グラウンド、資母小学校グラウンド及び中央体育館において、サッカーについての実技指導及び講義を行う。
2. 通常練習は毎週日曜日の午前9時30分から正午までを基本としているが、平日のナイター、土祝祭日なども練習をおこなう場合がある。
3. 3年生以上は、原則として全員兵庫県4種の選手登録をし、公式戦への参加とともに、地域のサッカー大会への参加や他のチームとの親善試合も随時おこなう。
4. 練習・試合以外に年間を通して、親子サッカー、6年生を送る会、但東町マラソン大会の参加などをおこなう。

第6章 会費

1. クラブ会費は、3年生以上1年間12000円、2年生以下1年間1000円とし、場合によって臨時徴収する場合もある。
2. 初めて選手登録を行うときに、ユニホーム使用料として4000円を徴収する。
3. 途中入部の場合は、役員会（第9章）により適応の金額を決定する。
4. 一度徴収した会費は、返金を認めない。

第7章 コーチ

1. 全てのコーチは、監督・部長の協議により任命される。

第8章 総会

1. 総会は、原則として年度初め（4月初）に開催する。
2. 緊急かつ重要な案件の審議のため、役員会の総意に基づき、部長が招集して臨時に総会を開催することができる。
3. 緊急案件について総会招集が不可能な場合には、役員会で決定し総会の追認を受けることにより対応することができる。
4. 総会は、役員、コーチおよびクラブ員の保護者で構成する。
5. 総会は、構成員の3分の1以上の出席で成立する。
6. 総会は、次の事項を審議し議決する。
 - （1）事業計画及び収支予算
 - （2）事業報告及び収支決算
 - （3）役員の選出
 - （4）会則の改廃
 - （5）その他必要な事項
7. 総会での議決は、出席者の過半数をもって有効とする。ただし、可否同数の場合には部長が決する。

第9章 役員会

1. 役員会は、部長の招集により開催する。
2. 役員会は、第4条に定める本クラブの役員により構成され、総会での議決案件以外の事案を

決定する。

3. 役員会の開催に際しては、必要に応じ、コーチその他関係者の出席を求めることができる。
4. 緊急案件について役員会招集が不可能な場合には、部長、監督の協議により決定し、執行することができる。

第10章 附則

1. 本会則に定められていない事項については、総会で決定する。
2. 本会則に定められていない事項で緊急案件については、総会招集が不可能な場合には、役員会で決定し総会の追認を受けることにより対応することができる。